

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・保育士等の技能・経験に着目したキャリアアップの仕組み・処遇改善のイメージが示される
～平成29年度予算案【保育士等の処遇改善】～…………… 1

保育士等の技能・経験に着目したキャリアアップの仕組み・ 処遇改善のイメージが示される～平成29年度予算案【保育士等の処遇改善】～

平成28年12月22日閣議決定された平成29年度予算案では、「保育士等の処遇改善」として、保育士等の技能・経験に着目したキャリアアップの仕組み・処遇改善のイメージが示されました。

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、「キャリアアップの仕組みを構築し、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在4万円程度ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善を行う」と記載されていた事項の具体が整理されたものです。

示されたキャリアアップの仕組み・処遇改善のイメージでは、下枠内の概ねの要件等が示されています。

- 研修による技能の習得により、キャリアアップができる仕組みを構築
 - 8分野*から成るキャリアアップ研修を創設
 - *①乳児保育 ②幼児教育 ③障害児保育 ④食育・アレルギー ⑤保健衛生・安全対策
 - ⑥保護者支援・子育て支援 ⑦保育実践 ⑧マネジメント
 - 園長・主任保育士・保育士という階層に加えて、新たに
 - ①**副主任保育士**
 - 【要件】ア 経験年数概ね7年以上 イ 職務分野別リーダーを経験
 - ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了 エ 副主任保育士としての発令
 - ②**専門リーダー**
 - 【要件】ア 経験年数概ね7年以上 イ 職務分野別リーダーを経験
 - ウ 4つ以上の分野の研修を修了 エ 専門リーダーとしての発令
- ①・②は月額4万円の処遇改善：園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3が対象となることを想定
及び
- ③**職務分野別リーダー**（月額5千円の処遇改善）を創設

また、これに関する留意事項は以下枠内のとおりです。

留意事項

- **経験年数**に係る要件については「概ね」であり、各保育園等における職員の状況を踏まえ決めることができる。
- **研修**に係る要件については、平成 29 年度は当該要件を課さず、平成 30 年度以降は、職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定。
- **月額 4 万円の配分**については、保育園等の判断で、技能・経験を有するその他の職員（園長を除く）に配分することができる。
ただし、月額 4 万円の対象者を一定数確保。
- 技能・経験を有する保育士等に対する処遇改善については、**職務手当を含む月給**により実施。

平成 29 年度予算案においては、このほか、平成 28 年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の待遇改善（保育士平均+1.3%）、また、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対する 2%（月額 6 千円程度）の処遇改善が含まれます。

保育士等のキャリアアップの仕組み・処遇改善のイメージ、キャリアアップの仕組み導入後の職制階層（イメージ）については、別添の資料をご参照ください。

なお、別添資料の 2 ページ右上に記載のとおり、**【所要額約 1,100 億円(公費)】※幼稚園、認定こども園等のほか、児童養護施設等や放課後児童クラブの職員への処遇改善を含む。**とあり、保育所以外の事業類型についても対象となる仕組みであることが示されています。

別添資料は、以下、厚生労働省ホームページに掲載されています。

○保育士等の処遇改善案 (PDF)

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html